令和６年４月～６月期　講演資料

Mission 1st
～事故削減に向け、一つずつ着実に取り組む～

自動車運送事業者における視野障害対策

国土交通省 中部運輸局

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism Chubu District Transport Bureau

公開している講演資料一覧

講演資料はMission１st運動のページからダウンロードできます。是非ご活用ください。

https://wwwtb.mlit.go.jp/chubu/gian/mission1st.html

平成３０年	４～　６月期	講演資料（テーマ：点呼）
	７～　９月期	講演資料（テーマ：適性診断）
	１０～１２月期	講演資料（テーマ：健康管理）
平成３１年（令和元年）	１～　３月期	講演資料（テーマ：ハード面の安全対策）
	４～　６月期	講演資料（テーマ：点呼）
	７～　９月期	講演資料（テーマ：指導監督）
	１０～１２月期	講演資料（テーマ：ドラレコ活用）
令和２年	１～　３月期	講演資料（テーマ：車両の点検整備）
	４～　６月期	講演資料（テーマ：運転者に対する指導監督～予測・[redacted]）
	７～　９月期	講演資料（テーマ：手続き・確認をお忘れなく）
	１０～１２月期	講演資料（テーマ：右折による死傷事故を減らす）
令和３年	１～　３月期	講演資料（テーマ：右折による死傷事故を減らす（最近の右折事故事例））
	４～　６月期	講演資料（テーマ：点呼）
	７～　９月期	講演資料（テーマ：飲酒運転防止１）
	１０～１２月期	講演資料（テーマ：飲酒運転防止２）
令和４年	１～　３月期	講演資料（テーマ：健康管理）
	４～　６月期	講演資料（テーマ：適性診断・管理者講習）
	７～　９月期	講演資料（テーマ：点呼）
	１０～１２月期	講演資料（テーマ：アルコール依存症への対応）
令和５年	１～　３月期	講演資料（テーマ：事業用自動車の構造上の特性）
	４～　６月期	講演資料（テーマ：健康管理 ～体調不良時の適切な運行管理～ ）
	７～　９月期	講演資料（テーマ：緊急時における適切な対応）
	１０～１２月期	講演資料（テーマ：追突事故防止～適切な車間距離の維持～　）
令和６年	１～　３月期	講演資料（テーマ：車両の点検整備について）

【今回公開】令和６年４～６月期講演資料（テーマ：自動車運送事業者における視野障害対策）

自動車運送事業者における視野障害対策マニュアルの策定

中部運輸局

（令和4年3月29日）

本マニュアルの狙い

- 運転者の視野障害が運転リスクとなることを周知し、交通事故を防ぐために事業者が取り組むべき内容について理解を促す。
- 眼科健診・眼科精密検査と治療、そして受診前の準備から受診後の対応までの一連の流れを具体的に示し、視野障害の早期発見・治療継続を促進する。

https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02_hh_000491.html
または
「自動車運送事業者における視野障害対策」で検索願います。

視野障害と自動車事故の関係について

〇高齢者における発症率が高い緑内障等の**視野障害**では、見えている範囲が狭くなったり、部分的に見えなくなる症状が現れるが、視力は維持されているため、**自覚症状が無いまま**運転を続けることで重大事故に繋がるおそれがある。

〇視野障害に関する運転リスクを**事業者に周知**するとともに、スクリーニング検査や眼科での視野検査の受診による**早期発見**、事業者による受診結果の把握及び**治療を促すこと**等の推奨が必要。

緑内障の疫学(日本)

TAJIMI STUDY
2000年9月～2001年10月
岐阜県多治見市
総受診者数　17,800名
(疫学対象者中3021名受診(78.1%))

- 40歳以上の日本人の有病率は約5.0%
  (推定される国内の患者数は約490*万人)
  *2020年人口統計から換算
- 正常眼圧緑内障患者が多い
- 検査により発見された緑内障患者のうち89%は未治療・無自覚の潜在患者であった

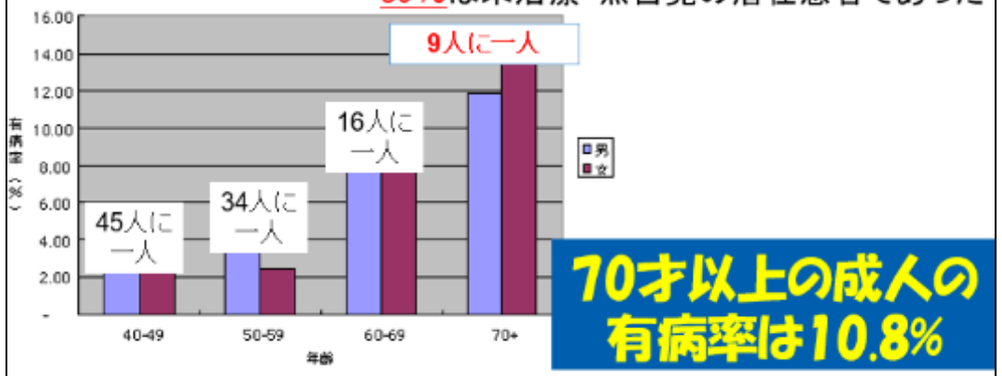

70才以上の成人の有病率は10.8%

日本緑内障学会多治見疫学調査報告書, 2012, 日本緑内障学会

視野障害と自動車事故・最近の裁判事例

- 自動車過失致死事件(刑事裁判)
- 被告人(42歳男性)が軽四輪貨物自動車を運転中、信号のない横断歩道を横断中の76歳男性に衝突、死亡させる。「正面を見て運転た、衝撃があったので、車を停めて後方をみたら、ヒトが倒れていた。」
- 矯正視力　右(1.0)　左(1.0)
- 事故後に網膜色素変性と判明
- 一審は無罪判決(2012.7)→控訴審も無罪(2014.3)

- 損害賠償(民事裁判)
- 被告人(41歳男性)がY字交差点で信号待ち、青信号で発進した直後、横断歩道を右から自転車で渡ってきた59歳女性をはね、死亡させる。
- 矯正視力　右(1.0)　左(0.3)
- 事故前に網膜色素変性症と診断され、身障者手帳2級を取得、医師は「運転はもちろん労働も難しい」と本人に伝えていた。
- 一審(2018.11)、控訴審(2019.3)とも「重過失」を認める。

目の難病認め二審も無罪　大阪高裁、交通死亡事故で運転者の男性に判決
2014.3.26 11:19
奈良市で平成23年、歩行者の男性＝当時(69)＝を車ではねて死亡させたとして、自動車運転過失致死罪に問われた男性被告(45)の控訴審判決公判が26日、大阪高裁で開かれた。米山正明裁判長は「目の網膜で視野が欠け、被害者を見つけるのは困難だった」と述べ、無罪(求刑禁錮1年8月)とした1審奈良地裁判決を支持、検察側の控訴を棄却した。
検察側は「前方の安全に注意する義務を怠った」と主張していた。米山裁判長は判決理由で、男性が視野の欠ける「網膜色素変性症」だったと指摘。「衝突直前に、視野の中で感覚が悪い部分に被害者が入り、発見できなかった可能性がある」と述べた。

視野障害・一審も過失認定
旭川の死亡事故 控訴棄却
視野狭窄 運転者に過失
死亡事故 旭川地裁が賠償命令
80歳以上のドライバー
専門医「眼科の検診を」
「酒酔い運転の場合に匹敵」

【緑内障患者の見え方の例】

令和2年度第2回自動車運送事業を取り巻く状況を踏まえた更なる交通事故対策W/G
西葛西・井上眼科病院 國松副院長 ご講演資料より

視野障害の 早期発見・治療の継続 が重要

＜視野障害の原因疾患＞

2018年、18才以上の視覚障害者手帳取得者 12,505名を調査

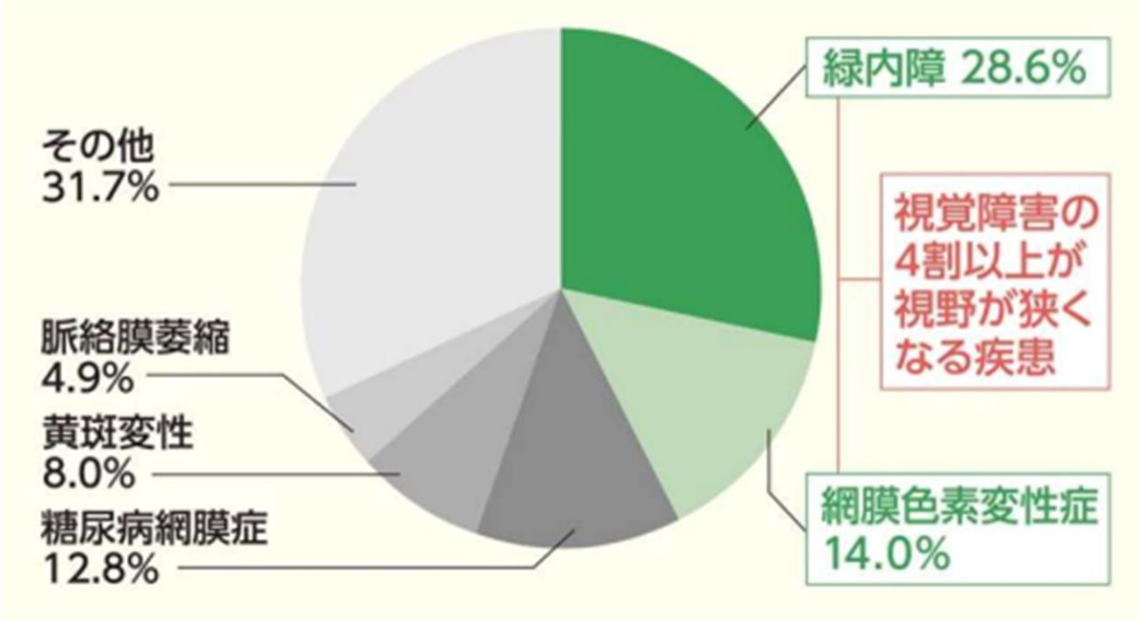

Morizane Y et al.: Jpn J Ophthalmol. 2019; 63: 26-33

早期に発見し、治療を継続することで進行を抑制できる疾患もあり、運転寿命の延伸につながります。

社内での眼科健診の受診・眼科精密検査の受診を検討し、
運転者が健康で安全に業務ができる職場環境にしましょう。

視野障害の原因疾患の種類と概要

疾患名	概要
りょくないしょう **緑内障**	・部分的に見えないところ（暗点）が増える症状や視野が狭くなる症状が最も一般的である。 ・ゆっくり進行することが多いこと、症状が片眼だけの場合には他眼の視野で見えないところ を補ってしまうこと、中心視野は症状がかなり進行するまで保たれる場合が多いことから、 視野障害に気づきにくい傾向がある。また、視野障害がかなり進行していても、中枢側で 欠損部分を補ってしまう補填現象が存在するため、視野障害の自覚を妨げている。 ・加齢に伴い有病率が高くなり、治療せずに放っておくと失明につながる恐れがある。
もうまくしきそへんせいしょう **網膜色素変性症**	・遺伝性の疾患で、通常両眼に発症する。典型的な初発症状は夜盲 （暗い場所で見にくい） で、その後に視野が狭くなる（視野狭窄）症状が出現し、病気が進行すると色覚異常や視 力低下も出てくる。ただし、症状の組み合わせや順序には個人差がみられ注意が必要である。他の疾患に比べ比較的若年層から視野障害が出現することもある。 ・患者の中には、視野がかなり狭くなっているのに自分では気づいていないという人もいる。 ・厚生労働省の難病指定を受けている疾患であり、症状の進行はとても遅く、検査をしても１年単位の間隔では視野の悪化を確かめることが困難なこともある。
かれいおうはんへんせい **加齢黄斑変性**	・初期は物が歪んで見える、中心が見づらい、視界の真ん中がかすむなどの症状が多く、進行すると、見ようと思うところが見えなくなる。 ・黄斑部の障害が進行すると重度の視力低下をおこすが、利き目でない片眼のみの症状の 場合には発見が遅れたり、生活に支障がないという理由で放置される傾向がある。 ・高齢者、男性、喫煙者に多く、加齢に伴い有病率が高くなる。
脳疾患に起因する視野障害	・脳血管疾患（脳梗塞、脳出血など）や脳腫瘍といった脳疾患により、視覚に関連する脳の 部位が損傷した場合、眼球や視神経は正常でも視野欠損が生じることがある。 ・視野の半分が欠ける半盲を主体とした視野障害を生じるが、視力が保たれていて視野欠 損部を無視するなど、自分で異常に気づきにくいこともある。
糖尿病網膜症	・初期は症状があまりなく、症状を自覚しないうちに病気が進行する傾向がある。 ・進行とともに、視界のかすみ、視力低下や飛蚊症（蚊のようなものが見える状態）の症状が現れる。自覚症状が現れたときには、すでにかなり進行した状態であることが多く、概して 比較的若い人（40～50 歳台）は進行が速いため注意を要する。 ・発症は、糖尿病の罹患期間と密接に関係しており、糖尿病を無治療で放置した場合、7～ 10 年で約 50%、15～20 年で約 70%に網膜症が発症する。

運転者への理解促進

簡易スクリーニング検査手法の紹介

以下で紹介する簡易スクリーニング検査手法は、導入・実施が比較的容易です。
運転者に視野障害のリスク、 早期発見・治療の重要性を認識させる上で有意義であり、眼科健診の動機づけにもなる検査手法です。
ただし、 簡易スクリーニング検査手法は、高度の視野障害の症状を検出するためには有用ですが、初期から中期症状までの症状を検出するには困難な場合もあります。したがって、簡易スクリーニング検査手法は、あくまで運転者に眼科健診を促すためのツールとして活用してください。

＜施策例＞ 簡易スクリーニング検査手法

クロックチャート

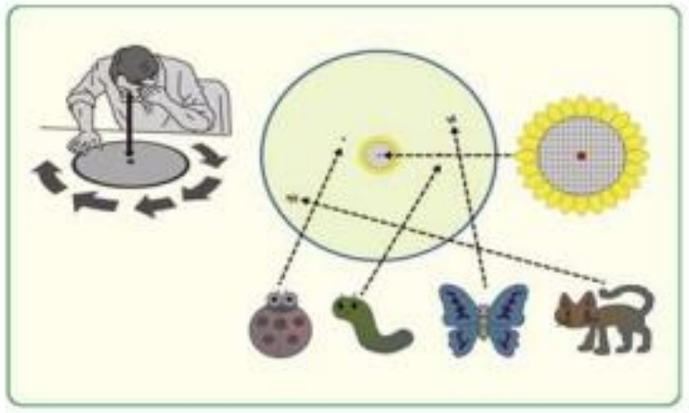

タブレット型視野計

チェックリスト

（最近の運転での出来事）	
1	突然、他の車や歩行者等が目の前に飛び出してきたことがある
2	信号機や標識がわかりづらかったことがある
3	家族や同乗者から危ない運転と指摘されたことがある
4	周囲の車の流れに乗れないことがある
（視力、家族歴等）	
5	強度の近視である
6	暗いところでは見えづらい
7	家族に緑内障の人がいる
8	

眼科健診の受診と対応

定期健康診断で、視力検査のほか、眼底検査・眼圧検査等（眼科健診）の追加を推奨。
健診で異常あり、異常の疑いがある場合は、眼科精密検査の受診を指導してください。

労働安全衛生法に基づく定期健康診断等の診断項目
• 既往歴及び業務歴の調査
• 自覚症状及び他覚症状の有無の検査
• 身長(*)、体重、腹囲(*)、視力及び聴力の検査
• 胸部エックス線検査(*)及び喀痰検査(*)
• 血圧測定、貧血検査(*)、肝機能検査(*)、 血中脂質検査(*)、血糖検査、尿検査、心電図検査(*)

＋

追加検査
• 眼底検査 • 眼圧検査 等

(*)の項目は、定期健康診断においては、労働安全衛生規則第44条第2項により、厚生労働省告示に基づき、決められた条件下で、医師が必要でないと認めるときは省略することができる項目。

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

眼底検査	・眼底カメラで眼の奥の構造を撮影します。眼球の奥にある視神経乳頭（神経が集まるところ）、網膜、細い血管の状態を観察します。 ※散瞳薬を使用しない無散瞳眼底検査では検査後の運転などへの影響はありません。
眼圧検査	・眼球に空気を吹き付け、その反射から眼球の圧力（眼圧）を測定します。 ・眼圧測定を行うために、眼球に直接触れて測定する方法を導入している場合もあります。

視野障害に関する注意すべき症状の把握

運転者に対して**「疾患を見逃さないために注意すべき症状」**を周知し、日頃から点呼等で確認します。以下の症状がある場合は、眼科精密検査の受診を指導してください。

疾患を見逃さないために注意すべき症状

- 部分的に見えない場所が出現する、見える範囲（視野）が狭くなったと感じる。
- 暗いところで物が見えにくい、物にぶつかりやすい。
- 視力が急激に低下している。
- 視界がかすむようになり、しばしば文字を読み飛ばしてしまう。
- 物が歪んで見える。

下記の**「緊急の対応を要する症状（重大疾患の兆候）」**が認められる場合には、すぐに運転を中止し、大至急、医療機関を受診するなど緊急の対応が必要です。

緊急の対応を要する症状（重大疾患の兆候）

- 眼痛、頭痛、吐き気などの急激な発作。
- 黒い影やゴミの様なものが見える。
- 視野の半分が欠ける、視野の中心部分がよく見えない、暗くなる。
- 片方の目が見えない。
- 物が２つに見える。

眼科健診・眼科精密検査における事業者の対応

事業者は、専門医の診断結果、指示を踏まえて、勤務時間の変更や業務の配置転換など 就業における配慮を適切に行いましょう。

ただし、就業上の措置については運転者に対し不当に差別的な扱いをしてはいけません。

医師から得るべき情報・指示

- 業務上の留意点
- 適切な勤務形態
- 今後の治療等に関する情報

《事例》

◆視野障害の内容を踏まえて、運転中にどこに注意するべきか
◆運転そのものが危険であり、運転を伴わない業務に配置転換する　など

※医師の指示を受けるにあたっては、運転者の業務の特殊性について説明し、医師の理解を十分に得ておく必要があります。

視野障害は早期発見・早期治療が重要です。
「病気にかかったら運転できなくなるのでは」と考え、受診控えがないよう、職場環境を整備しましょう。

- 視野障害のリスクの周知・社内ルールの整備
- 眼科健診の受診を促進
- 視野障害の状態の把握と症状の管理

法令等の改正・お知らせ

旅客（バス）

自動車技術安全部保安・環境課からのお知らせ

バス車内事故防止のための啓発動画（国土交通省YouTubeチャンネル）

https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk2_000161.html

乗合バスにおける事故のうち、約３割は車内事故によるものとされており、特に車内事故による負傷者は高齢者の方が多く、高齢者の方が負傷した場合、寝たきりの生活になる場合も確認されております。

国土交通省では、事業用自動車総合安全プラン2025において、令和７年に車内事故を85件以下とする目標を掲げておりますが、乗客、一般ドライバー、バス運転者といった方々に対する適切な行動の啓発のために、バス車内事故の危険性を分かりやすく紹介する動画を作成いたしましたので、ぜひご覧ください。

乗客の方々向け

一般ドライバーの方々向け

自動車技術安全部保安・環境課からのお知らせ　旅客（バス）

バスの安全運行の徹底について（令和６年２月１９日付国自安第１３９号）

本年に入り、福島県において、乗合バスが停留所を発進する際に、当該停留所で降車した歩行者と衝突し当該歩行者が死亡する事故、また、広島県において、乗合バスが交差点を右折する際に、横断歩道を横断中の歩行者と衝突し当該歩行者が死亡する事故が立て続けに発生。

令和５年の１年間にバス事業者が引き起こした死亡事故は、速報ベースで３件の報告があったところ、本年は既に上記２件の報告があり、昨年１年間の報告件数に近づいていることから、大変憂慮すべき状況。

国土交通省は、同種の事故の再発防止に努めるため、通達を発出

（１）バス車両は、「死角が大きい」ことから、直前、側方、後方など見えない部分に配慮した運転が必要であること。特に、数多くの安全確認が必要となる停留所発進時には、ミラーや目視により、車両周囲、車内及び乗客が乗降したのかどうかの確認を確実に実施すること。

（２）交差点右左折時には、特に横断歩道及び横断歩道付近の歩行者や自転車の動向に注意するとともに、横断している又は横断しようとする歩行者がいる時は、横断歩道の手前で一時停止し、歩行者の通行を妨げないこと。

【参考】令和６年に発生したバスの死亡事故

● ２月１日（木）午前９時５８分頃、福島県会津若松市の国道において、同県に営業所を置く乗合バスが停留所から発進した際、当該バス停で降車した歩行者を轢いた。この事故により、当該歩行者が心肺停止となり病院に運ばれ、その後死亡した。
当該歩行者は前扉から降車した後、ふらついてバスの左前方に転倒したところ、運転者は発進のため右側に注意を向けていたため、歩行者に気づかず発進した模様。

● ２月１３日（火）午前１０時５０分頃、広島県大竹市の国道において、同県に営業所を置く乗合バスが乗客１５名を乗せ運行中、交差点を青信号で右折する際に、同じく青信号で横断歩道を左から右に横断中の歩行者と衝突した。
この事故により、当該歩行者が死亡した。

自動車技術安全部保安・環境課からのお知らせ　旅客（タクシー）

タクシーの安全運行の徹底について（令和６年２月１９日付国自安第１４０号）

本年に入り、横断中の歩行者や路上横臥者と衝突する死亡事故が立て続けに発生。
令和５年の１年間にタクシー事業者が引き起こした死亡事故は、速報ベースで３３件の報告があったところ、本年は既に８件（内、２１時以降の夜間の事故が６件）の報告があり、このままでは半年で昨年の件数に達するペースであり、大変憂慮すべき状況。

国土交通省は、同種の事故の再発防止に努めるため、通達を発出

歩行者等を早めに発見するため、
・夜間は昼間よりも速度を落として走行するとともに前照灯の上向き・下向きの切り替えをこまめに行うこと
・見通しの悪い交差点では徐行や停止すること　等
対歩行者の事故防止について周知徹底を依頼

【参考】令和６年に発生したタクシーの死亡事故（抜粋）

● １月６日（土）午後９時３分頃、宮城県仙台市の片側２車線の市道において、回送運行中の法人タクシーが第１車線を運行中、道路を右から横断中の歩行者をはねた。この事故により、当該歩行者が死亡した。
事業者によると、当時法人タクシーは速度73km/hでロービームで走行しており、衝突直前で歩行者を発見したがブレーキをかけるのも間に合わなかったとのこと。

● １月１４日（日）午後９時３４分頃、東京都東久留米市の市道において、東京都に営業所を置く法人タクシーが乗客２名を乗せ運行中、乗客１名を降車させ車両を後退させた際に、降車した歩行者をはねた。この事故により、当該歩行者が死亡した。

● １月２７日（土）午前２時００分頃、沖縄県宜野湾市の国道において、同県に営業所を置く乗客１名を乗せた法人タクシーが片側３車線道路の第２車線を運行中、道路に横たわっていた歩行者を轢いた。この事故により、当該歩行者が搬送された病院で死亡した。

● ２月１４日（水）午後１時５０分頃、神奈川県横浜市において、同県に営業所を置く法人タクシーが乗客1名を乗せ運行中、T字路から国道へ歩道を跨いで右折して出る際に、歩道を歩いていた歩行者をはねた。この事故により、当該歩行者が死亡した。
事業者によると、現場に一時停止の標識はなく、一時停止をすることなく進行したが、運転者は前方の歩行者に気付く様子がなくはねたとのこと。

自動車技術安全部保安・環境課からのお知らせ

貸切バスの安全性向上に向けた対策のための制度改正（令和5年10月公布）

国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

Press Release

令和５年10月10日
物流・自動車局安全政策課

貸切バスの安全性向上に向けた対策のための制度改正を行いました

貸切バスの安全性向上に向けた新たな対策を制度化するため、旅客自動車運送事業運輸規則等の一部を改正する省令の改正等が本日公布されました。

１．背景

令和４年10月に静岡県で発生した貸切バスの横転事故（死傷者計29名）を踏まえ、二度と同様の悲惨な事故を発生させないよう、貸切バスの安全性向上に向けた新たな対策を検討してきたところ、今般、本対策を制度化するため、旅客自動車運送事業運輸規則（昭和31年運輸省令第44号。以下「運輸規則」という。）について、所要の改正等を行いました。

２．新制度の概要

（１）輸送の安全に係る書面及び記録の保存期間の延長等

一般貸切旅客自動車運送事業者には、運送引受書、手数料等の額を記載した書類、点呼の記録、業務記録及び運行指示書について１年間の保存義務があるところ、当該保存期間を３年間に延長します。また、点呼の記録については電磁的記録として保存することを義務付けます。

（２）録音及び録画による点呼記録の保存の義務付け

一般貸切旅客自動車運送事業者に対し、点呼を行った際の状況を録音及び録画（電話点呼については、録音のみ）して、その電磁的記録を90日間保存することを義務付けます。

（３）アルコール検知器使用時の写真撮影の義務付け

一般貸切旅客自動車運送事業者がアルコール検知器を用いて運転者の酒気帯びの有無について確認を行う際に、（２）により録画をしている場合を除き、当該呼気の検査を行っている状況の写真を撮影して、その電磁的記録を90日間保存することを義務付けます。

（４）ディジタル式運行記録計の使用の義務付け

一般貸切旅客自動車運送事業者は、その事業に使用する自動車の運行距離等を運行記録計により記録し、当該記録を保存しなければならないところですが、本記録をディジタル式運行記録計により行い、電磁的記録として３年間保存することを義務付けます。

（５）安全取組の公表内容の拡充

一般貸切旅客自動車運送事業者に、インターネット等で公表が義務付けられている安全取組の内容として、運転者に対して行う安全運転の実技指導を追加します。

○　改正した運輸規則等は以下URLから確認いただくことができます。
https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk2_000152.html

１．背景

令和４年10月に静岡県で発生した貸切バスの横転事故（死傷者計29名）を踏まえ、二度と同様の悲惨な事故を発生させないよう、貸切バスの安全性向上に向けた新たな対策を検討してきたところ、今般、本対策を制度化するため、旅客自動車運送事業運輸規則（昭和31年運輸省令第44号。以下「運輸規則」という。）について、所要の改正等を実施

【省令】
○旅客自動車運送事業運輸規則及び貨物自動車運送事業輸送安全規則の一部を改正する省令

【告示】
○一般貸切旅客自動車運送事業者が使用すべき運行記録計を定める告示

【通達】
○旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について
○「旅客自動車運送事業運輸規則第４７条の７第１項の規定に基づき旅客自動車運送事業者が公表すべき輸送の安全にかかわる事項等」（国土交通省告示第１０８９号）により一般貸切旅客自動車運送事業者が報告すべき事項について

➡　改正した運輸規則、パンフレットは以下URLから確認できます。
https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk2_000152.html

自動車技術安全部保安・環境課からのお知らせ

貸切バスの安全性向上に向けた対策のための制度改正（令和5年10月公布）

２．新制度の概要

（１）輸送の安全に係る書面及び記録の保存期間の延長等

一般貸切旅客自動車運送事業者には、運送引受書、手数料等の額を記載した書類、点呼の記録、業務記録及び運行指示書について１年間の保存義務があるところ、当該保存期間を３年間に延長します。また、点呼の記録については電磁的記録として保存することを義務付けます。

（２）録音及び録画による点呼記録の保存の義務付け

一般貸切旅客自動車運送事業者に対し、点呼を行った際の状況を録音及び録画（電話点呼については、録音のみ）して、その電磁的記録を 90日間保存することを義務付けます。

（３）アルコール検知器使用時の写真撮影の義務付け

一般貸切旅客自動車運送事業者がアルコール検知器を用いて運転者の酒気帯びの有無について確認を行う際に、（２）により録画をしている場合を除き、当該呼気の検査を行っている状況の写真を撮影して、その電磁的記録を90日間保存することを義務付けます。

（４）ディジタル式運行記録計の使用の義務付け

一般貸切旅客自動車運送事業者は、その事業に使用する自動車の運行距離等を運行記録計により記録し、当該記録を保存しなければならないところですが、本記録をディジタル式運行記録計により行い、電磁的記録として３年間保存することを義務付けます。

（５）安全取組の公表内容の拡充

一般貸切旅客自動車運送事業者に、インターネット等で公表が義務付けられている安全取組の内容として、運転者に対して行う安全運転の実技指導を追加します。

３．スケジュール

公布：令和５年10月10日

施行：令和６年４月１日（ただし、令和６年３月31日以前に新規登録を受けた事業用自動車に係る運行記録計による記録については、令和７年３月31日までの間は、アナログ式運行記録計による記録でも良い。）

自動車技術安全部保安・環境課からのお知らせ

確実な運行管理の実施に向けた対策

○　重大事故を起こした事業者の大半は、点呼の未実施など運行管理が不十分。
○　バス事業者において、改ざん・不正防止を含む確実な運行管理の実施を図るため、「デジタコ装着の義務化」、「アルコール検知時の画像記録保存の義務化」、「点呼記録の動画保存の義務化」等を令和6年4月以降、順次実施する。

	運行記録計	アルコール検知	点呼記録
現状	アナタコ or デジタコ	呼気中のアルコールを検知	紙や電磁的方法で 1年間保存
制度改正後 （令和6年4月※） ※　一部の施行は令和7年4月	デジタコのみ 	呼気中のアルコールを検知 ＋ 使用時の画像記録 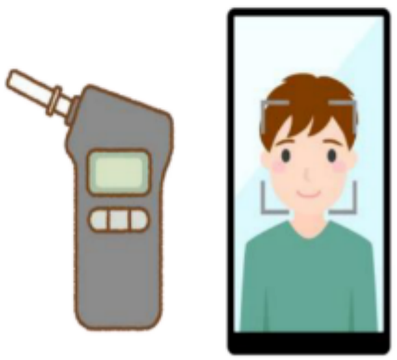	電磁的方法で3年間保存 ＋ 動画（音声含む）で 点呼の様子を撮影の上、 90日間保存 監査や巡回指導において、 確実に点呼が行われているか確認

自動車技術安全部保安・環境課からのお知らせ

点呼

点呼の様子を動画保存

保存期間　90日間

1日の乗務の前後等に実施している点呼では、運転者の方の酒気帯びの有無や、疲労・睡眠不足の状況などを確認していますが、その様子の一部始終を動画で撮影・保存してください。

点呼実施者・運転者の映像＆音声両方必要

音声は点呼時の指示事項等のやり取りが分かるように

後方から運転者を撮影しており、識別が困難

- 天井に備え付けの監視カメラ、スマートフォン、パソコン内蔵のWebカメラで保存する等、機器は問いません
  ※映像と音声の両方記録できること、**運転者を識別できること**が必須
- **電話点呼の場合は、点呼実施者・運転者双方のやり取りの録音のみでOKです。**
  スマートフォンの録音アプリ、通信事業者が提供する通話録音サービス、電話のスピーカーフォンとボイスレコーダーで保存する等、録音方法は問いません。
- 機器が故障した場合は、故障内容及び日時を記録して電磁的方法で90日間保存し、機器を速やかに修理、交換してください

撮影日が分かるよう、ファイル整理をお願いします（ファイル名や保存日など）

アルコールチェック

アルコールチェックの様子を撮影保存

保存期間　90日間

酒気帯びの有無の確認時に行うアルコールチェックの際に、検知器による呼気の検査中の顔写真を撮影・保存してください。

検査中の運転者の顔が容易に確認できる

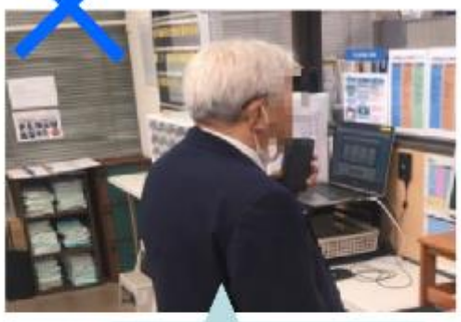

検査中の運転者の顔が容易に確認できない

- 点呼の動画内で、アルコールチェック時の運転者の顔が容易に識別できる場合は、改めての写真撮影は不要です
- 電話点呼の場合、顔写真を撮影・保存することが必須ですが、ドライブレコーダーによるアルコールチェック時の映像で代えることも可能です
- 点呼を実施した日を1日目とし、そこから90日間の保存をお願いします

正しいアルコール数値を計測するために、メーカーが指定する測定方法を守りましょう

貸切バスの安全対策強化に係る制度改正の周知パンフレット（国土交通省作成）
https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk2_000152.html

自動車技術安全部保安・環境課からのお知らせ

記録の保存

保存期間を3年に延長

運送引受書 | 手数料の額を記載した書類 | 業務記録 | 運行指示書

点呼の記録（**電子ファイル必須！**） ※いずれも令和6年4月1日分～

運送引受書、手数料の額を記載した書類、業務記録、運行指示書の保存は、紙でも電子ファイルでもどちらでも可ですが、保管場所を考えると電子ファイルがオススメです。
ただし、点呼の記録は電子ファイル保存が必須です。

スキャンでもOK！
ただし改ざんが容易でない方法（PDF等）で保存
（点呼日から1週間以内にPC等に保存）

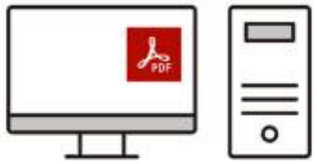

電子ファイルで保存した場合は、紙での保存は不要です
必要なデータが容易に確認できるように整理しましょう

Q 複数年度にまたがるなど、継続した契約に関する書類は、どの日から起算して3年間保存すればよいのですか？

A 契約終了日を1日目とし、3年間の保存をお願いします。なお、運賃や諸条件が3年以上前の引受書（契約書）でしか確認できない場合は、その原契約も保存をお願いします。

Q 点呼の記録を電子ファイルとして保存するために、新たに点呼記録システムを導入しなければならないのですか？

A システムの導入は必須ではなく、紙媒体に記録したものをスキャンして保存する、表計算ソフトで作成したものをPDF等のデータで保存するなどの対応でも問題ありません。

運行記録計

デジタコの使用と運行記録の3年間記録保存

デジタル式運行記録計（デジタコ）の使用が必須になります。

デジタコの管理ソフトの中には、運行管理や労務管理、ドライバーの運転ぶりを把握できたり、燃費改善に役立つ機能がついているものもあります。ドライバーの指導監督にご活用ください。

Q すべての貸切バスが令和6年4月からデジタコ必須となるのですか？

A 新車（令和6年4月1日以降に新規登録を受けたもの）は令和6年4月1日から、既販車は令和7年4月1日から必須となります。

Q 学校の送迎など特定旅客に近い形態で運行を行っていますが、義務付けの対象になりますか？

A 運行形態が貸切契約の場合は、その運行の実態や車両の形状に関わらず、デジタル式運行記録計の使用が義務となります。

Q デジタコを装着できないバスを運行しているのですが・・・

A ボンネットバスのように、年式が非常に古く、デジタコを装着できない車両は義務付けの対象外です。その場合、複数の運行記録計のメーカーから、デジタル式運行記録計の装着が困難である旨の回答文書（書面やメール等）をもらい、その回答について車両を保有しなくなるまで保存してください。

★国土交通省の補助金もご活用ください（事故防止対策支援推進事業、～令和6年1月末まで）
※予算上限に到達すると、その時点で受付が早期終了となる場合があります
※「自動車運送事業の安全総合対策事業」の予算消化率をご確認いただけます
（公財）日本自動車輸送技術協会 https://jata-shinsei.my.site.com/portal/

■対象：中小企業のバス事業者等
・運行管理の高度化支援
・過労運転防止の先進取組支援
※補助上限額や対象機器などの詳細は左のQRコードよりご確認ください。
https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/subcontents/jikoboushi.html

貸切バスの安全対策強化に係る制度改正の周知パンフレット（国土交通省作成）
https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk2_000152.html

自動車技術安全部保安・環境課からのお知らせ

貸切バス事業者様向けの解説動画（国土交通省YouTubeチャンネル）

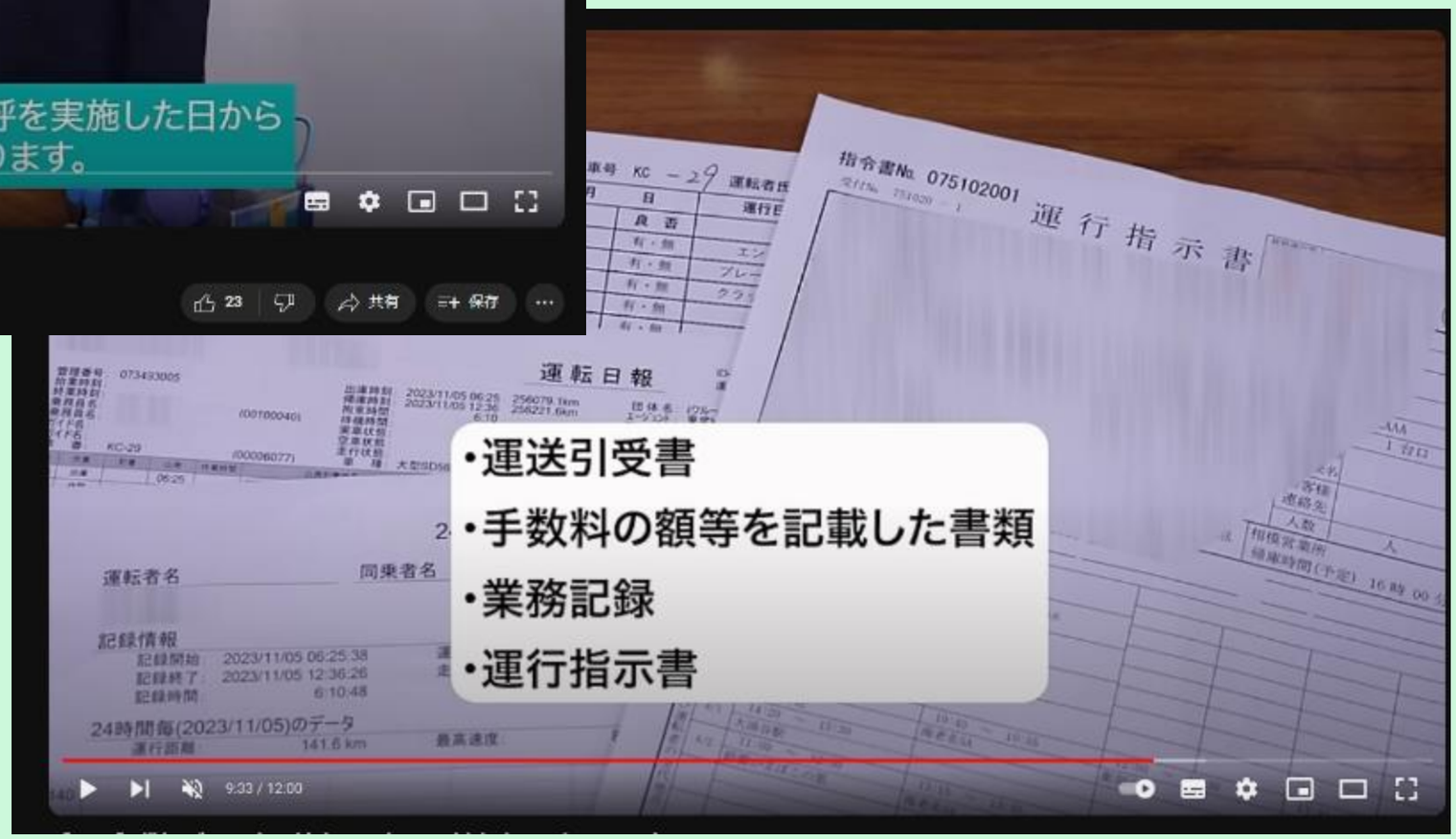

貸切バス事業者の方々において必要となる対応について、概要をまとめたパンフレットのほか、解説動画を作成いたしました。

https://www.youtube.com/watch?v=GHzqd6U4xGE

自動車技術安全部保安・環境課からのお知らせ　全業態

自動車運送事業者向けのマニュアルが改正されました

「自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う一般的な指導及び監督の実施マニュアル」の一部が改訂されました（令和5年1月6日）

１．背景・必要性

令和４年８月に名古屋市の高速道路において乗合バスが、１０月には静岡県の県道において観光バスがそれぞれ横転し、乗客が亡くなる痛ましい事故が発生したことを踏まえ、同様の事故を防止するため、モード横断的に指導・監督マニュアルの一部を改正することとしました。

２．改訂内容

①坂道での適切な運転操作
（バス、タクシー、トラック）
②危険箇所の情報を踏まえた
運転指導（バス、タクシー、トラック）
③乗客のシートベルト着用の目視
での確認（貸切バス）
④非常口や非常停止ボタンの
使い方の周知　（バス）

① 坂道での適切な運転操作（バス、タクシー、トラック）

- 長い下り坂においてフットブレーキを使い過ぎると、ブレーキが効かなくなる可能性があるため、エンジンブレーキや排気ブレーキを使用すること。

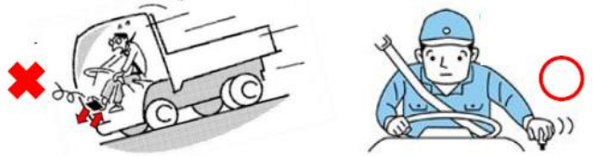

② 危険箇所の情報を踏まえた運転指導（バス、タクシー、トラック）

- 都道府県警が公表している「交通事故発生マップ」等の活用等により、事故の危険性が高い箇所を把握し、当該箇所における適切な運転操作をするよう指導すること。

③ 乗客のシートベルト着用の目視での確認（貸切バス）

- 乗客がシートベルトを着用していることを、発車前に運転者又は添乗員が目視で確認すること。

④ 非常口や非常停止ボタンの使い方の周知（バス）

- 事故時等の非常時に備え、乗客に対し、非常口や非常停止ボタンの設置位置や使い方・非常停止時のバスの挙動等に係る案内を行うこと。

https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03safety/instruction.html
または
「指導監督実施マニュアル」で検索願います。

自動車技術安全部保安・環境課からのお知らせ

旅客（バス）　トラック

令和５年５月16日（火）午後８時1 5分頃、宮城県栗原市の東北自動車道下り線において、乗客乗員4 0名程度を乗せた貸切バスが車両故障のため路肩に停車していたところ、大型トラックが追突し、３名が死亡、１名が重傷を負うという事故が発生。

国土交通省は、輸送の安全を確保し、同種の事故の再発防止に努めるため、通達を発出

貸切バスにおける安全確保の徹底について（令和５年５月17日付国自安第20号）

１．「自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う一般的な指導及び監督の実施マニュアル」（以下「指導監督マニュアル」という。）に基づき、緊急時における適切な対応について運転者への指導を徹底すること。特に交通事故・車両故障発生時においては、次に掲げる事項について改めて実施を徹底すること。

（1） 高速道路上においては停止表示器材を設置し、他の自動車に事故の発生を知らせる等、道路における危険防止措置を実施すること

（2）状況に応じ、乗客を車両から退避させ、万が一停止車両への追突事故が発生した際に乗客が巻き込まれないようにする等、乗客の安全の確保に係る措置を実施すること

指導監督マニュアル バス事業者編 概要編
https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03safety/resourse/data/bus_gaiyohen.pdf
指導監督マニュアル バス事業者編 本編
https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03safety/resourse/data/bus_honpen.pdf

２． 運行にあたっては、車両の点検整備を確実に実施するよう関係者に徹底すること。

https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03safety/instruction.html
または「指導監督実施マニュアル」で検索願います。

トラックにおける安全確保の徹底について（令和５年５月17日付国自安第21号）

１． 運行管理業務を再確認し、安全確保の原点に立った確実な運行管理を実施すること。特に次に掲げる事項について改めて実施を徹底すること。

（１）確実に点呼を実施し、事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な指示を与えること

（２）乗務員の疾病、疲労、睡眠不足等の健康状態及び過労状態の確実な把握に努め、安全に運行の業務を遂行することができないおそれがある乗務員を業務に従事させないこと

（３）「自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う一般的な指導及び監督の実施マニュアル」（以下「指導監督マニュアル」という。）に基づき、運転者に対し、ブレーキの適切な使用等、運行の安全を確保するために遵守すべき事項について指導すること

指導監督マニュアル トラック 事業者編 概要編
https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03safety/resourse/data/truck_gaiyohen.pdf
指導監督マニュアル トラック 事業者編 本編
https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03safety/resourse/data/truck_honpen.pdf

２． 運行にあたっては、車両の点検整備を確実に実施するとともに 、乗務員に対して制限速度の遵守をはじめとした道路交通法等の法令遵守の徹底を図るなど、安全の確保を最優先するよう関係者に徹底すること。

自動車技術安全部保安・環境課からのお知らせ

全業態

令和5年4月以降の遠隔点呼・業務後自動点呼の実施に関する情報（令和5年3月31日）

国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

Press Release

令 和 5 年 3 月 31 日
自動車局安全政策課・旅客課・貨物課
総合政策局参事官（物流産業）室

道路運送法施行規則等の一部を改正する省令等が公布されました

道路運送法施行規則等の一部を改正する省令及び関連告示が本日公布されました。本省令等の施行に伴い「自動車運送事業者における ICT を活用した新たな点呼（遠隔点呼・業務後自動点呼）」及び、「自動車運送事業者等におけるレベル４相当の自動運転車を活用した事業」が実施できるようになります。

１．改正概要

＜遠隔点呼・業務後自動点呼関係＞
自動車運送事業者が情報通信機器（ICT）を活用した新たな点呼（遠隔点呼・業務後自動点呼）を実施できるよう、必要な規定を整備します。

＜自動運転関係＞
令和４年４月に道路交通法の一部を改正する法律（令和４年法律第 32 号）が成立し、本年４月からレベル４に相当する、運転者が不在の状態での自動運転を行うことが可能となることに伴い、自動車運送事業者等が自動運転車を用いて事業を行う場合に講ずるべき輸送の安全確保に関する措置及び実施すべき手続き等を新たに規定します。

２．スケジュール

公布：令和５年３月 31 日　　施行：令和５年４月１日

（参考）
改正省令、告示、遠隔点呼・業務後自動点呼の実施に必要な手続き等については以下 URL から確認いただくことができます。
○自動運転関係
https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_fr2_000044.html
○遠隔点呼・業務後自動点呼関係
https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk2_000082.html

遠隔点呼、業務後自動点呼の実施に関する情報の詳細が国土交通省ホームページに掲載されております。

- 関連告示・通達
- 関係書類一覧、チェックリスト、参考情報
- 認定を受けた自動点呼機器一覧

遠隔点呼、業務後自動点呼の実施に関する情報

旅客自動車運送事業運輸規則及び貨物自動車運送事業輸送安全規則では、旅客/貨物自動車運送事業者が運転者又は特定自動運行保安員に対して行う点呼を、対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定める方法により行うことを可能としています。

１．関連告示・通達

【告示】
■対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定める方法を定める告示（令和５年国土交通省告示第266号）

【通達】
■旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について
■貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について
■業務後自動点呼機器認定要領

２．関係書類一覧、チェックリスト、参考情報

https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk2_000082.html
または
「運行管理高度化検討会」で検索願います。

中部運輸局

旅客（バス） トラック

自動車技術安全部保安・環境課からのお知らせ

大型車の車輪脱落事故件数は
令和４年度に140件発生。
過去最大となるなど増加傾向

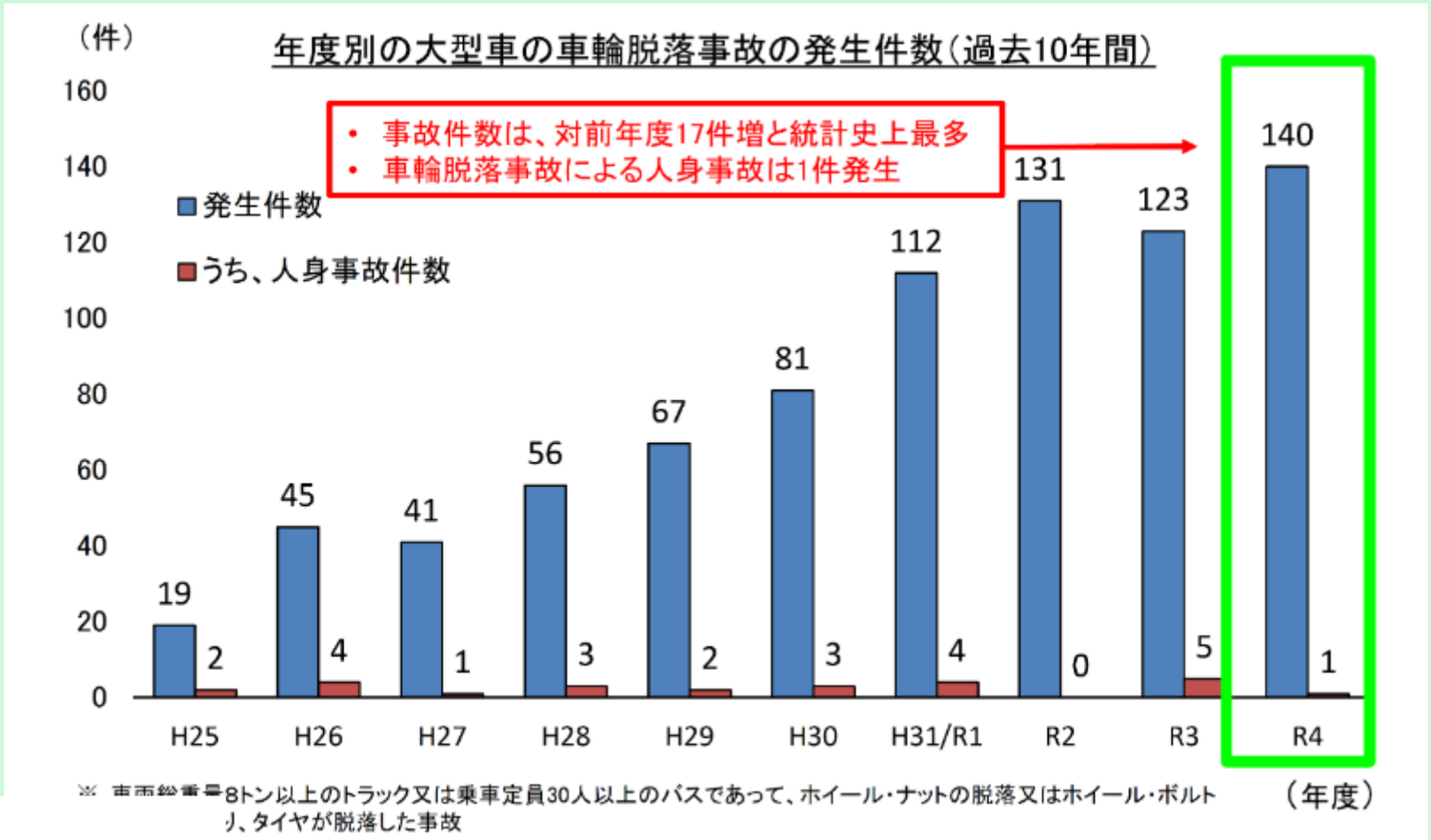

※ 車両総重量8トン以上のトラック又は乗車定員30人以上のバスであって、ホイール・ナットの脱落又はホイール・ボルト及び、タイヤが脱落した事故

出典：自動車事故報告規則に基づく報告及び自動車メーカーからの報告

主な傾向

・１１月～２月の冬期に脱落が集中
・車輪脱着作業１ヶ月以内に脱落が集中

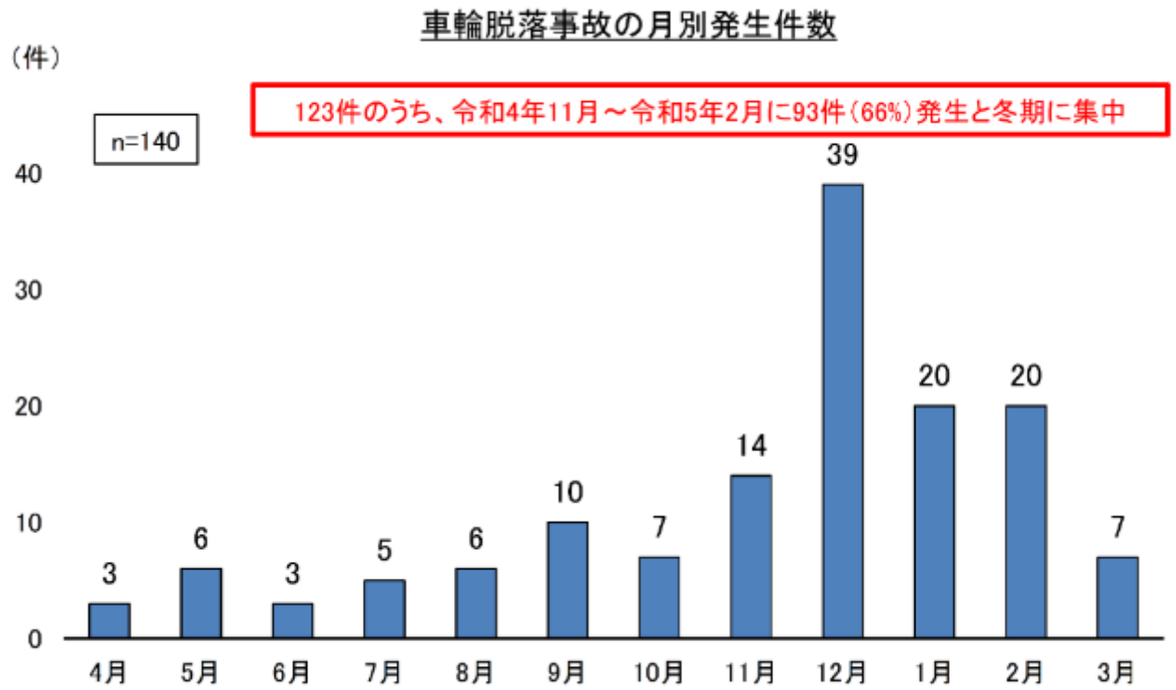

出典：自動車事故報告規則に基づく報告及び自動車メーカーからの報告

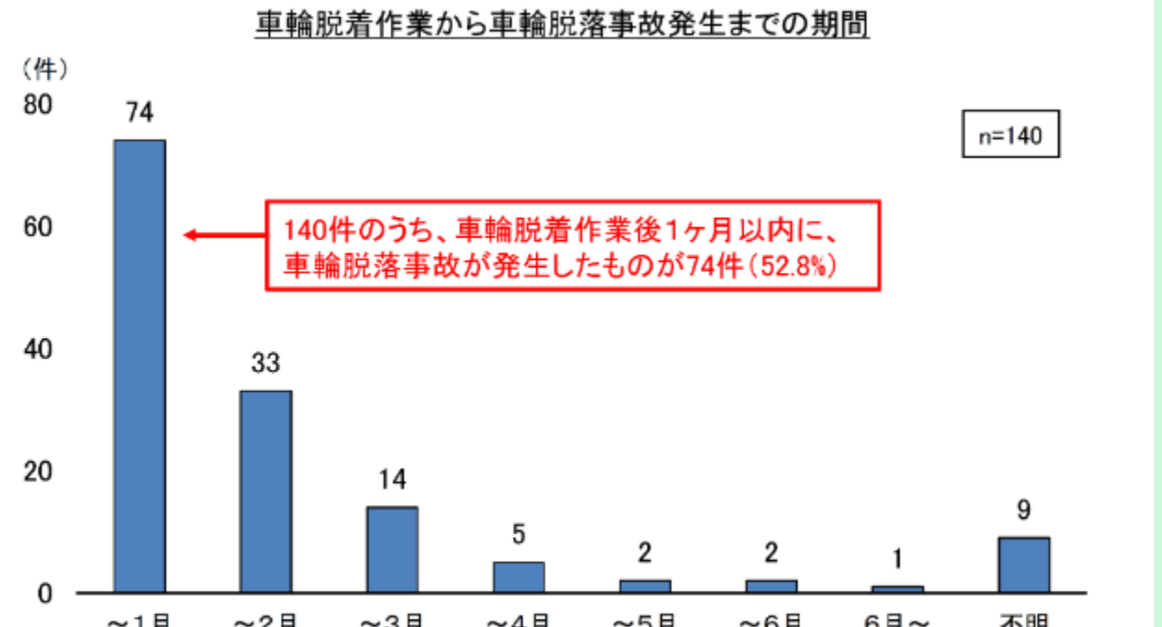

出典：自動車事故報告規則に基づく報告及び自動車メーカーからの報告

中部運輸局

旅客（バス） トラック

自動車技術安全部保安・環境課からのお知らせ

主な傾向

・後輪左側の脱落が全体の９割を占める
・大型車ユーザーの交換が大半を占める
・タイヤ交換時が半数以上を占める（冬用タイヤへの交換、摩耗タイヤの交換、タイヤローテーション）

脱落した車輪位置

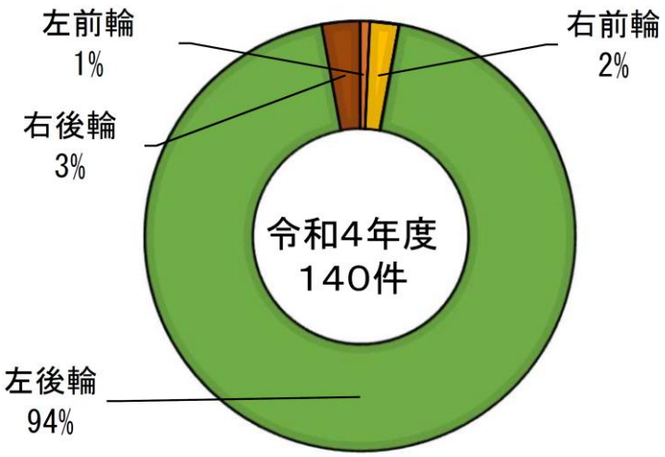

左後輪に集中する傾向は、前年度と変化なし

事故車両の使用の本拠の位置（令和3年度との比較）

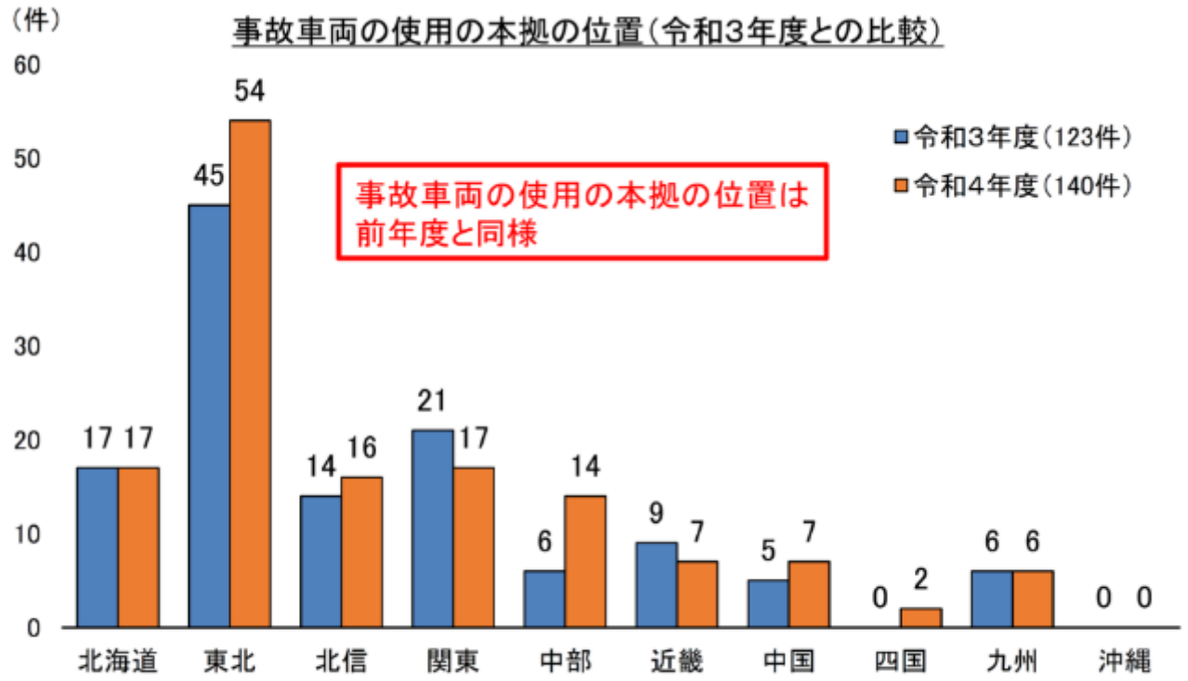

事故車両の使用の本拠の位置は前年度と同様

出典：自動車事故報告規則に基づく報告及び自動車メーカーからの報

タイヤ脱着作業内容別

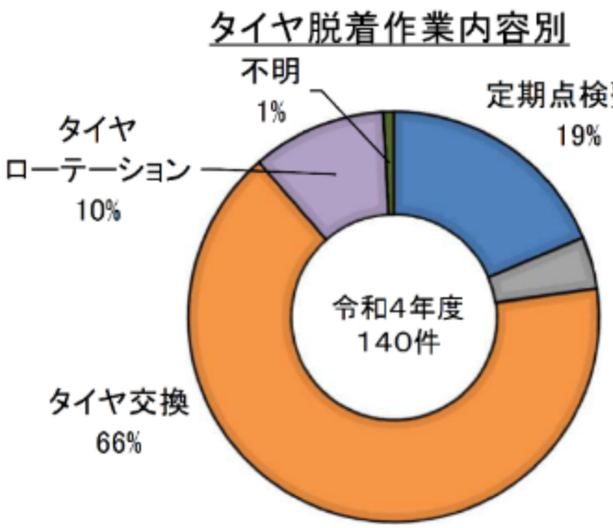

冬用タイヤ等への交換が半数以上を占める傾向は、前年度と変化なし

出典：自動車事故報告規則に基づく報告及び自動車メーカーからの報告

車歴別の車輪脱落事故の発生件数（平成30年度～令和4年度）

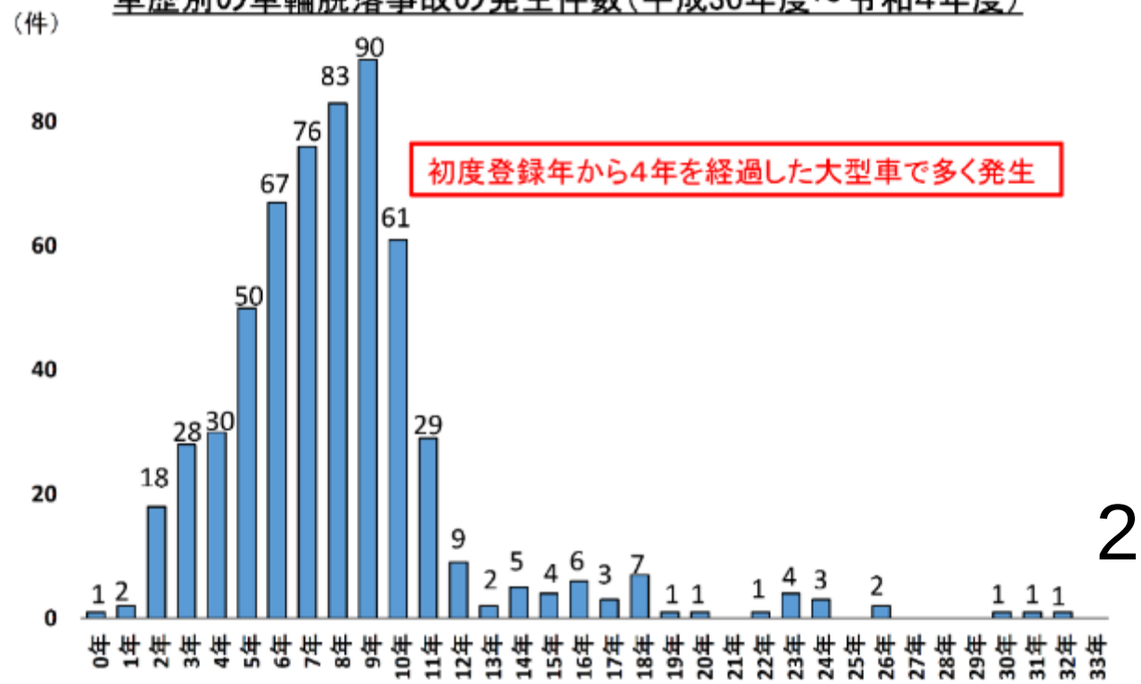

初度登録年から4年を経過した大型車で多く発生

法令等の改正、お知らせ

自動車技術安全部保安・環境課からのお知らせ

旅客（バス） トラック

※12月4日12時時点

（島根県浜田市）事故概要

○発生場所・場所
・令和5年11月30日（木）午後3時30分頃、島根県浜田市三隅町の国道9号線
○事故状況
・大型トラックが時速約50km/hで運行中、左後前軸車輪1本が外れ、歩行者（75歳、男性）に衝突
・この事故により、当該歩行者が内臓出血、骨盤骨折の重傷
・ホイールボルトは折損しておらず、ナットの緩みが原因である可能性が考えられる。
○タイヤ交換、日常点検等の状況
・前日（11月29日）に自社従業員が冬用タイヤに交換（締付トルクを確認）
・当日（11月30日）の日常点検では目視により確認（点検ハンマー未使用）
・タイヤ交換から事故まで約200km走行

（青森県八戸市）事故概要

○発生場所・場所
・令和5年12月1日（金）午後3時50分頃、青森県八戸市の八戸自動車道下り線
○事故状況
・大型トラックが時速約80km/hで運行中、左後後軸車輪2本が外れ、路肩規制標識を撤去する作業をしていた30代と60代の男性作業員2名に衝突
・この事故により、30代の作業員が死亡、60代の作業員が軽傷
・ホイールボルトは折損しておらず、ナットの緩みが原因である可能性が考えられる。
○タイヤ交換、日常点検等の状況
・11月15日に自社従業員が冬用タイヤに交換（翌16日に増し締めを実施）
・当日（12月1日）の日常点検では目視により確認（点検ハンマー未使用）
・タイヤ交換から増し締めまで319km、増し締めから事故まで4,883km走行

国土交通省は、大型車における適切な冬用タイヤ交換作業等の実施を図るため、通達を発出

大型車における適切な冬用タイヤ交換作業等の実施について（令和5年12月1日付国自安第108号国自整第164号）

1. 大型車のタイヤ脱着作業時においては、「自動車の点検及び整備に関する手引き」及び「大型車の車輪脱落事故防止キャンペーン」を確認の上、啓発チラシやタイヤ脱着作業管理表を活用し、確実に実施すること。
「自動車の点検及び整備に関する手引き」
https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha/tenkenseibi/tenken/t1/t1-2/
「冬用タイヤ交換時には確実な作業の実施をお願いします！（令和 5年9月29日）」
https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha09_hh_000308.html
2 .運行にあたっては、車両の点検整備を確実に実施するよう関係者に徹底すること。

大型車の車輪脱落事故防止に係る一斉点検の実施について（依頼）（令和5年12月4日付国自整第166号の2）

トラック運送事業者に対して、保有車両のホイール・ナットの緩みの確認及びタイヤ脱着作業後の増し締めが確実にされているかについて一斉点検を実施するよう指示。

旅客（バス） トラック

自動車技術安全部保安・環境課からのお知らせ

【大型車の車輪脱落事故防止キャンペーン】

大型車の冬用タイヤへの交換時期に車輪の脱落事故が急増する傾向を踏まえ、タイヤ脱着時の確実な作業の徹底を呼びかける「大型車の車輪脱落事故防止キャンペーン」を実施。

●重点項目
・適切なタイヤ脱着作業の動画やポスター及びチラシを活用した、大型車のユーザーやタイヤ脱着作業関係者への啓発
・冬用タイヤ交換作業の平準化を推進等

●実施期間
令和５年１０月１日　～ 令和６年２月２９日

【タイヤ脱着作業時のポイント】

ホイール・ナットへ潤滑剤の塗布

ホイール・ナットとワッシャのすき間に、潤滑剤を塗布してください

増し締めの実施

タイヤ脱着後、50km～100km 走行後を目安に、ホイール・ナットを既定のトルクで再度締め付けます

大型車の適切なタイヤ脱着・保守管理作業解説動画を公開！

車輪脱落事故車両の調査等を行ったところ、事故を起こした車両では、劣化したホイール・ナットが使用されていたり、タイヤ脱着時にホイール・ナットの清掃や潤滑剤の塗布等が適切に行われていなかったりする状況が明らかになりました。
このような状況を踏まえ、大型車ユーザー等のタイヤ脱着作業者が、いつでも適切なタイヤ脱着作業手順や保守管理作業手順を確認できるよう、作業手順動画を作成し公開しました。

https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha/tenkenseibi/tenken/t2/t2-1/

自動車交通部自動車監査官からのお知らせ　　旅客（タクシー）

令和5年1月に実施したタクシー事業者に対する集中監査月間の結果、中部運輸局管内387事業者（令和4年3月31日現在）のうち31事業者に対して監査を実施し、19事業者について法令違反を確認しました。

特に「健康診断未受診」、「適性診断未受診」、「適性診断結果に基づく特別指導の未実施」について、多くの違反を確認しました。

引き続き適性診断や健康診断の受診及び診断結果に基づく指導の徹底をお願いします。

【法令違反の状況】

管轄支局	監査事業者数	違反事業者数	重点監査項目に係る違反状況					
			健康診断未受診	適性診断未受診	特別指導未実施	点呼未実施	乗務時間等	定期点検未実施
愛　知	11	9	6	8	8	4	－	1
静　岡	4	3	2	1	1	1	－	－
岐　阜	5	3	1	2	2	－	－	－
三　重	6	2	－	－	－	－	－	－
福　井	5	2	－	1	1	－	1	－
計	31	19	9	12	12	5	1	1
前年度計	24	18	6	9	10	3	－	1

注）未受診、未実施を１件でも確認した場合は、違反事業者数に計上している。

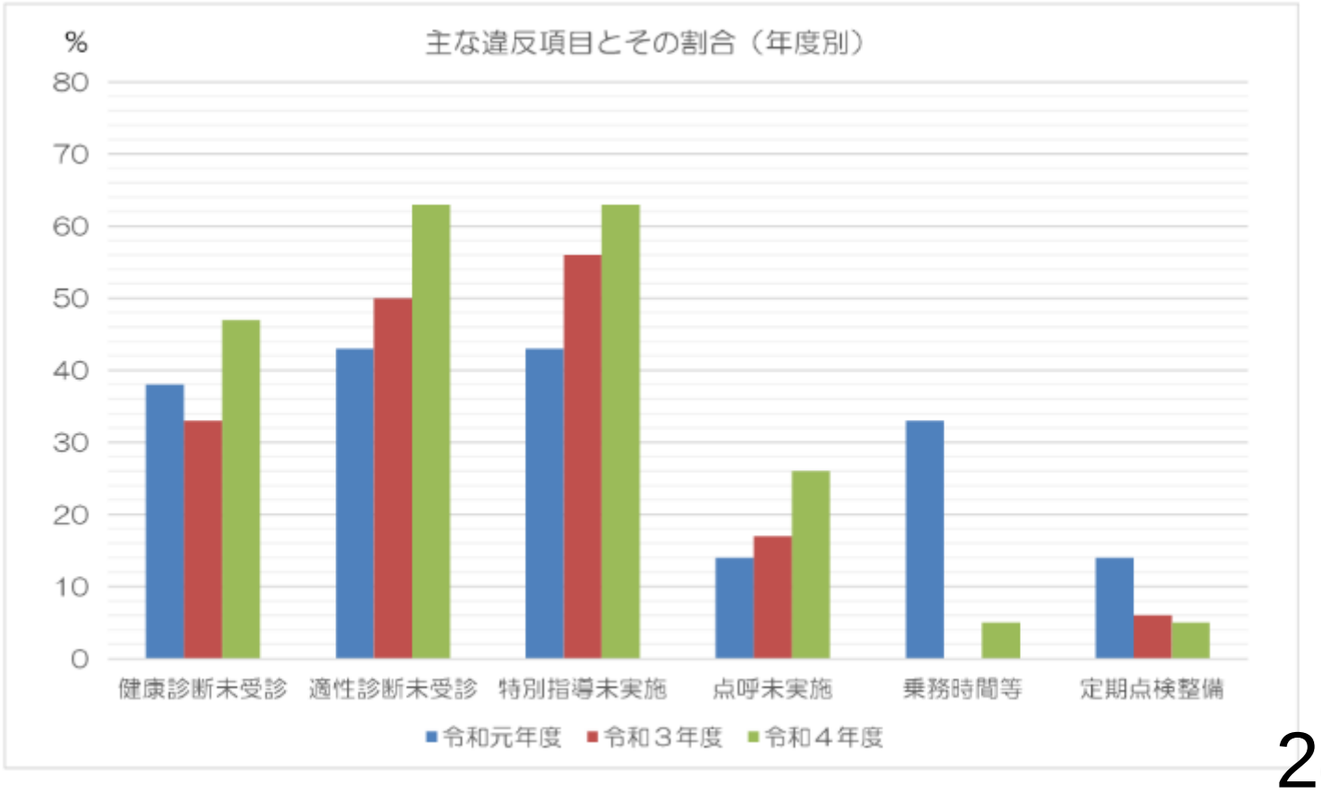

注）令和２年度においては、集中監査月間を実施していません。

自動車交通部旅客第一課からのお知らせ　旅客（バス）

〇乗合バス事業者様へ

中部運輸局管内で、最近次の事例の発生が散見されています。同様事例が発生しないよう、社内管理体制の確認や運転者指導の徹底をお願いします。

①路線バスにおいて、乗客がいないため終点手前で運行中断し帰庫してしまった事例
→別紙チラシ（次のスライドをご参照ください）

②運転者が終点等で車内点検を確実に実施せず、車内に乗客を閉じ込めた事例
→猛暑・寒冷時の長時間の車内閉じ込めは、乗客へ重大な影響を及ぼす事態も考えられます。運転者による車内点検の確実な実施、乗務後点呼時の運行管理者による運転者への確認の徹底

〇貸切バス事業者様へ

実質的な下限割れ運賃防止等の取引環境の適正化のため、手数料等に係る記載を追加。

①運送の申込者に対して交付する運送引受書の記載事項に、当該運送に係る手数料等の額を追加（令和元年８月～）

② 毎事業年度に報告する事業報告書の記載項目に、手数料等を追加（令和2年4月～）

〇乗合・貸切共通：旅客自動車運送事業者報告情報管理・集計システムに関する案内

対応ブラウザにかかるシステム改修が行われ、現在はMicrosoft EdgeとGoogle Chromeで利用可能となっております。 ※Internet Explorerサポート終了のため

法令等の改正、お知らせ（コミュニティバスの適正運行について） 旅客（バス）

路線バス事業者、コミュニティバスを運営している地方公共団体のご担当者様へ　【別紙】

運行計画どおりに、路線バスを運行していますか？

～あらかじめ届出を行わず、バスの運行を中断することは違反です～

系統途中での運行中断について

○路線バス（路線定期運行の一般バス）が、終点手前の停留所で運行を中断する事例が発生しています。

○運行計画によらず系統途中で運行を中断することは、旅客の有無に関わらず、道路運送法(※)の違反となり、行政処分の対象となることがあります。

【運行中断に対する行政処分の状況】
平成28～30年度　５件の違反があり、行政処分(車両の使用停止等)

※道路運送法　第16条第1項（事業計画に定める業務の確保）
一般旅客自動車運送事業者は、天災その他やむを得ない事由がある場合のほか、事業計画（路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業者にあつては、事業計画及び運行計画。次項において同じ。）に定めるところに従い、その業務を行わなければならない。

しかし、あらかじめ手続きを行うことで、一定の場合に運行の効率化を図ることが可能です。

効率的な運行について

※詳しくは、平成18年3月23日付け事務連絡「一般バス等の効率的な運行に係る道路運送法上の取扱いについて」（裏面）を参照。

○効率的な運行が認められる場合（一般バス）
終点停留所の一つ前の停留所に旅客が存在せず、乗車中の旅客が存在しないことを確認した上で、帰庫又は始発停留所まで回送する場合。

○運行計画の届出手続き
運行計画の届出内容の欄に、効率的な運行の形態、運行に必要な運行管理者の指示事項を記載し、あらかじめ届出することが必要。

○実施する上での留意事項
- 必ず運行管理者から道路交通法に抵触しない方法で連絡及び指示を受けて回送すること
- 回送の際は、関係法令に抵触することなく、地域住民にも十分配慮した方法で行うこと　等

問い合わせ先： 国土交通省　中部運輸局
自動車交通部　旅客第一課（052-952-8035）
愛知運輸支局　輸送・監査担当（052-351-5312）
静岡運輸支局　輸送・監査担当（054-261-2898）
岐阜運輸支局　輸送・監査担当（058-279-3714）
三重運輸支局　輸送・監査担当（059-234-8411）
福井運輸支局　輸送・監査担当（0776-34-1602）

平成18年3月23日付け
事務連絡
「一般バス等の効率的な運行に係る道路運送法上の取扱いについて」

事　務　連　絡
平成１８年３月２３日

各地方運輸局自動車交通部長　殿
沖縄総合事務局運輸部長　殿

自動車交通局旅客課長

一般バス等の効率的な運行に係る道路運送法上の取扱いについて

昨年１０月、静岡県内の乗合バス事業者において、運行計画に定める運行系統の終点まで運行せず、運転者の判断により運行を中断し、帰庫するという事例が発覚したところである。

この事例では、数ヶ所の停留所において、乗客の存否を確認しないまま、当該運行系統の途中から運行を中断し、回送扱いとして帰庫しており、事業計画及び運行計画に定めるところに従いその業務を行わなかった点が問題となった。

事業計画及び運行計画に定める業務の確保については、適切に対処すべきところであるが、一方で、駅前等の渋滞解消等交通環境面への配慮及び事業効率化等の観点から、一般バス等の効率的な運行については、十分配慮することが必要である。このため、今般、下記１．に掲げる場合に該当することについて運転者が確実に確認を行った上で、運行管理者の指示を受けている場合であって、２．に掲げる事項を遵守しているときに限り、旅客の利便を阻害しないものとして効率的な運行を認めることとしたので、業務の実施に遺漏なきよう取り計らわれたい。

記

１．効率的な運行として認める場合
（１）一般バス
① 一般バス路線における運行系統であって、終点停留所の一つ前の停留所に乗客が存しないことを確認し、かつ、乗車中の旅客が存しないことを確認した上で、帰庫又は始発停留所までの回送をする場合。
② 一般路線における運行系統であって、乗車専用または降車専用のクローズドアで制限している停留所において、始発停留所からの旅客の乗車が存しないこと、かつ、乗車専用停留所に乗客が存しないことを確認した上で、帰庫又は始発停留所までの回送をする場合。
（２）高速バス
① 高速バス路線における運行系統であって、乗車専用又は降車専用のクローズドアで制限している停留所において、始発停留所からの旅客の乗車が存しないこと、かつ、乗車専用停留所に乗客が存しないことを確認した上で、帰庫又は始発停留所までの回送をする場合。
② 高速バス路線における運行系統であって、始発停留所及び乗車専用停留所において旅客を乗車させた後、終点停留所までの降車専用の停留所区間において旅客が途中停留所で全て降車し車内に存しないことを確認した上で、帰庫又は終着地までの回送をする場合。
③ ①及び②に規定するもののほか、予約制を取っている運行形態であるときについても、事前予約客がなく、かつ、始発停留所等において予約によらない乗客が皆無であることを確認した上で回送し帰庫する場合。

（３）定期観光バス
① 定期観光バス路線における運行系統であって、始発停留所からの旅客の乗車が存しないことを確認した上で、回送し、帰庫する場合。
② ①以外の場合であって、予約制をとっている運行形態であるときについても、事前予約客がなく、かつ、始発停留所で予約によらない乗客が皆無であることを確認した上で回送し、帰庫する場合。

２．事業者の遵守事項
（１）１．の場合における運行（以下「当該運行」という。）を行う場合は、運行計画の届出内容の欄に新設・変更される具体的な運行形態及び運行に必要な運行管理者の指示事項を記載し、届け出ること。

（２）当該運行を行う場合は、あらかじめ運転基準図（運輸規則第２７条第１項）中「５　その他運行の安全を確保するために必要な事項」を記載し、運転手に適切な指導をすること。また、運行表（運輸規則第２７条第２項）に「運行に必要な事項」を記載した上で運転者へ携行させること。
さらに、乗務記録（運輸規則第２５条第１項第３号）についても、乗務の終了地点及びその乗務した距離を記録するよう、運転者に指導すること。

（３）当該運行を行う場合は、道路交通法第７１条第１項第５の５号に規定する運転者の遵守事項に抵触しない方法で、運行管理者との連絡及び指示を必ず受けてから回送することとし、帰庫等への道路状況について、渋滞な道路は回避する等、関係法令に抵触することなく、また、地域住民にも十分配慮した方法で回送すること。

自動車交通部貨物課からのお知らせ　トラック

輸送の安全を確保し、持続的な物流機能を維持するため、台風等による異常気象時下における輸送の目安を定めました。（令和2年2月28日）

昨今の異常気象が多発している状況を踏まえ、雨や風等の強さに応じた車両へ与える影響を示すとともに、輸送の安全を確保するための措置を講じる目安について、通達として定めました。

参考：全日本トラック協会ホームページ（通達やリーフレットが掲載されています）
http://www.jta.or.jp/kotsuanzen/anzen/anzenkakuho202003.html

自動車交通部貨物課からのお知らせ　トラック

貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律（議員立法）
トラック運送業においては、トラックドライバー不足により物流が滞ることのないよう、ドライバーの労働条件の改善等を図るため、第197回国会（臨時国会）において、議員立法により貨物自動車運送事業法の改正が行われました。

改正の概要

1．規制の適正化
① 欠格期間の延長等
② 許可の際の基準の明確化
③ 約款の認可基準の明確化

2．事業者が遵守すべき事項の明確化
① 輸送の安全に係る義務の明確化
② 事業の的確な遂行のための遵守義務の新設

3．荷主対策の深度化
① 荷主の配慮義務の新設
② 荷主勧告制度（既存）の強化
③ 国土交通大臣による荷主への働きかけ等の規定の新設
【平成35年までの時限措置】

4．標準的な運賃の告示制度の導入【平成35年までの時限措置】
国土交通大臣が、標準的な運賃を定め告示出来る

施行日：1．及び2．令和元年11月1日　3．令和元年7月1日　4．令和元年12月14日【標準的な運賃の告示日は令和2年4月24日】

旅客自動車運送事業運輸規則
貨物自動車運送事業輸送安全規則　　の一部改正

全業態

整備管理者**選任後**研修の**通知**が廃止されました

今後**選任後**研修を**受講**する際は
事業者の管理の下以下①または②の時期に
計画的に**受講させる必要**があります

① 当該事業者において整備管理者として新たに選任した整備管理者の受講時期
　・選任届出をした年度又はその翌年度

② 研修を受けた整備管理者の次の受講時期
　・最後に研修を受けた年度の翌々年度（２年度ごと）

研修の受講は、**各県の運輸支局へ申込期間中に受講申込**の上、受講していただく必要があります。
（研修実施日、申込期間等詳細については各運輸支局へお問い合わせください）

事業用自動車に係る事故・事件発生時の速報について　旅客

●どんな時に速報するの？（対象となる事案の例）

発生から２４時間以内に運輸支局へ速報願います

根拠：平成21年11月20日国自総第319号、国自安第101号、国自環第178号「自動車運送事業者等用緊急対応マニュアル」の一部改正について(国土交通省自動車交通局長通達)に基づく速報（平成21年12月1日施行）等

《事　故》

- １名以上の死者
- ５名以上の重傷者（乗客の場合は１名以上）
- １０名以上の負傷者
- 転覆、転落又は火災事故
- 鉄道車両(軌道車両を含む)と衝突・接触
- 酒気帯び運転(バス)、酒気帯びを伴う事故(タクシー)
- 自然災害に起因する可能性がある事故
- 報道等で取り上げられるなど社会的影響の大きい事故
- 脳疾患、心臓疾患及び意識喪失に起因すると思われる事故

《事　件》

- バスジャック、その他テロ等の発生（犯行予告も含む）
- 乗客又は乗員に死者が出た事件
- 乗員による業務中の暴行事件
- 報道等で取り上げられるなどの社会的影響が大きい事件
- タクシー強盗が発生し、乗員に死傷者が出た事件

●何を速報するの？

- 事業者名
- 登録番号
- 事業形態
- 発生日時
- 事故、事件の概要
- 負傷者の有無、人数及び負傷の程度
- 発生場所
- 乗客・乗員の人数及び負傷の程度
- 乗客の国籍
- ツアーを企画した旅行会社(貸切のみ)
- 負傷者の搬送先
- その他、判明している事項

●どこへ速報するの？

警察(110)・消防(119)へ通報

営業所が所在する県の運輸支局へご連絡ください

運輸支局連絡先	連絡先の勤務時間内（祝祭日を除く月曜～金曜の8:30～17:15）直通電話	連絡先の勤務時間外（土・日及び祝祭日含む）
愛知運輸支局	052 - 351 - 5382	090－1980－3186
静岡運輸支局	054 - 261 - 7622	090－1980－2482
岐阜運輸支局	058 - 279 - 3715	080－4123－1106
三重運輸支局	059 - 234 - 8411	090－2187－9847
福井運輸支局	0776 - 34 - 1603	090－2138－1132

バスジャック発生時は090-3251-6775
（中部運輸局保安・環境課公用携帯）へ至急ご連絡願います

電話番号のおかけ間違いにご注意願います

重大事故・事件発生時はご連絡ください

中部運輸局

事業用自動車に係る事故・事件発生時の速報について　貨物

●どんな時に速報するの？（対象となる事案の例）

発生から２４時間以内に運輸支局へ速報願います

根拠：平成21年11月20日国自総第319号、国自安第101号、国自環第178号「自動車運送事業者等用緊急対応マニュアル」の一部改正について(国土交通省自動車交通局長通達)に基づく速報（平成21年12月1日施行）等

《事　故》

- ２名以上の死者
- ５名以上の重傷者
- １０名以上の負傷者
- 酒気帯び運転を伴う事故
- 自然災害に起因する可能性がある事故
- 報道等で取り上げられるなど社会的影響の大きい事故
- 脳疾患、心臓疾患及び意識喪失に起因すると思われる事故
- 事故による積載物※の飛散・漏洩

※危険物、高圧ガス、毒物又は劇物、火薬類、可燃物、放射線汚染物、核汚染物

《事　件》

- テロ等の発生（犯行予告も含む）
- 報道等で取り上げられるなど社会的影響が大きい事件

●何を速報するの？

- 事業者名
- 登録番号
- 事業形態
- 事故、事件の概要
- 発生日時
- 負傷者の有無、人数及び負傷の程度
- 発生場所
- 積載物品名、数量及び漏洩した数量

※危険物、高圧ガス、毒物又は劇物、火薬類、可燃物、放射線汚染物、核汚染物

- その他、判明している事項

●どこへ速報するの？

警察(110)・消防(119)へ通報

営業所が所在する県の運輸支局へご連絡ください

運輸支局連絡先	連絡先の勤務時間内（祝祭日を除く月曜～金曜の8:30～17:15） 直通電話	連絡先の勤務時間外（土・日及び祝祭日含む）
愛知運輸支局	052 - 351 - 5382	090－1980－3186
静岡運輸支局	054 - 261 - 7622	090－1980－2482
岐阜運輸支局	058 - 279 - 3715	080－4123－1106
三重運輸支局	059 - 234 - 8411	090－2187－9847
福井運輸支局	0776 - 34 - 1603	090－2138－1132

電話番号のおかけ間違いにご注意願います

重大事故・事件発生時はご連絡ください

中部運輸局ホームページ

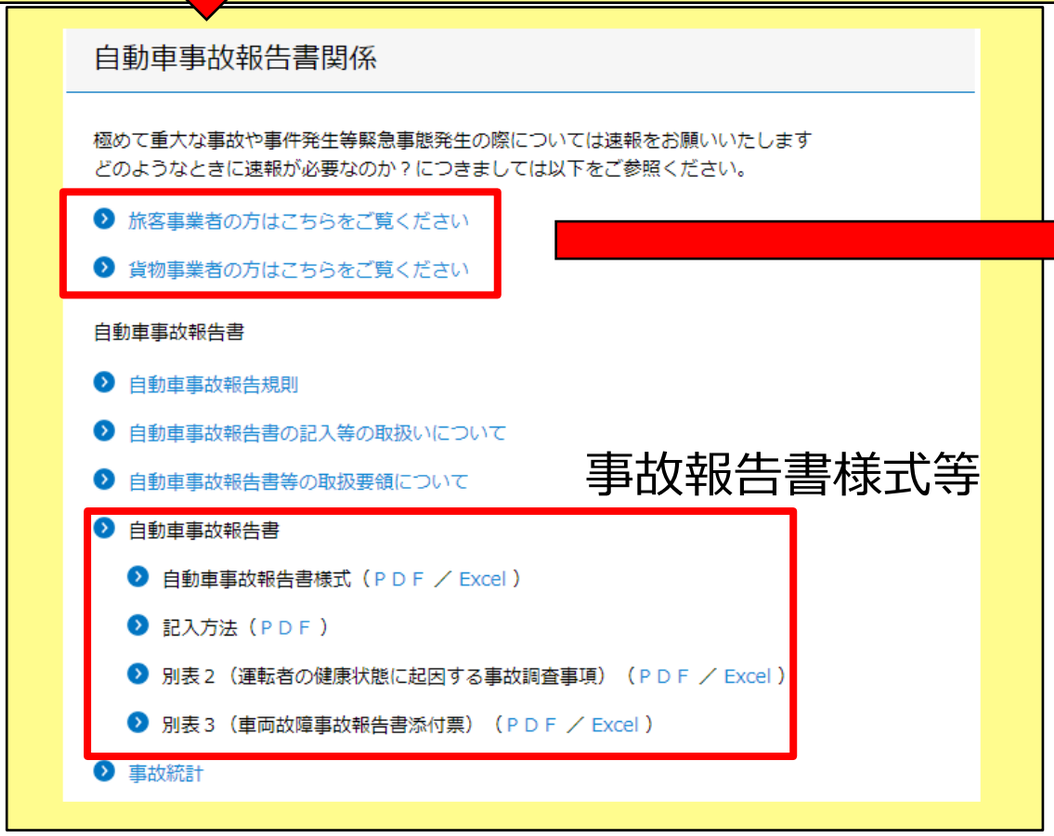

速報

事故報告書様式等
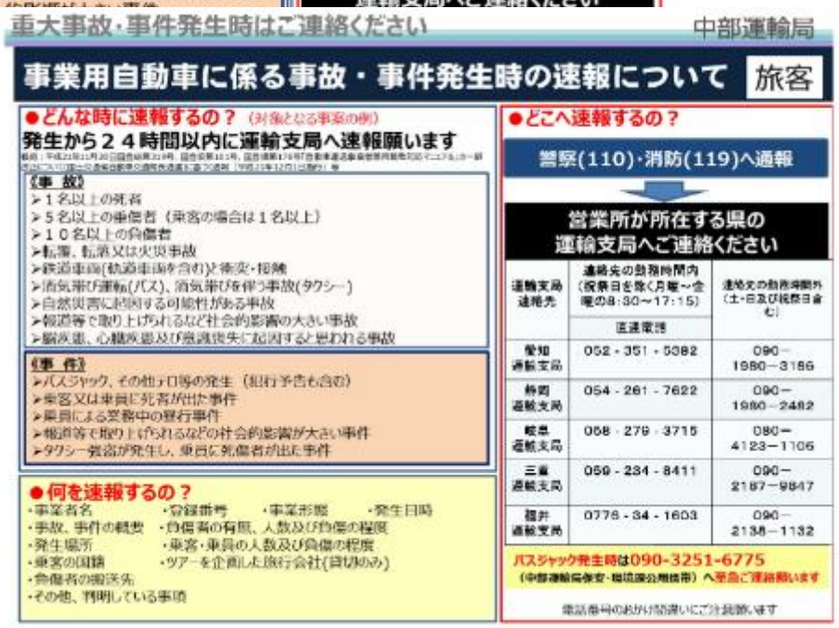
中部運輸局ホームページの
トップページの関連情報（政策情報）に
事業用自動車の事故報告関係のページに
直接リンクしたバナーを追加しました。